

2025年12月12日

お客様 各位

東海労働金庫

住宅ローン控除における「調書方式」の取扱開始について

日頃は東海ろうきんをご利用いただき、誠にありがとうございます。

東海ろうきんでは住宅ローン控除の適用に係る手続きについて、2026年1月1日（木）から「調書方式」の取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

本取扱いは、令和4年度税制改正において、これまでの年末残高等証明書を用いる「証明書方式」から、年末残高調書を用いる「調書方式」とする改正に対応するものです。

なお、現在「証明書方式」にて住宅ローンをご利用のお客さまについては、引き続き当金庫より年末残高等証明書を郵送いたします。

記

1. 取扱開始日

2026年1月1日（木）

2. 「調書方式」の対象となるお客さま

2026年1月1日（木）以降に住宅ローンをお借入れしたお客さまのうち、住宅ローン控除の適用を受けられる方が対象となります。

※ 当金庫へ「住宅ローン控除の適用申請書」を提出いただく必要があります。

※ お借換の場合は居住開始年月日が2023年1月1日（日）以降の方が対象となります。

3. 「証明書方式」と「調書方式」の概要

(1) 証明書方式

住宅ローン控除を受けるお客さまが、金融機関等から交付を受けた年末残高等証明書を確定申告または年末調整の際に、税務署または勤務先に提出する方式です。

(2) 調書方式

金融機関等が税務署に「年末残高調書」を提出し、国税当局からお客さまにマイナポータル連携により住宅ローンの「年末残高情報」を提供する方式です。控除手続きに年末残高等証明書は不要となります。

以上